

# 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の運用案について

## ーガイドラインによる合法木材等供給業者認定

(現状実施のもの) も併存継続!ー

## ークリーンウッド法による登録実施は、本年秋ごろから開始か!ー

ぎふ県木連情報第 161 号 (平成28年 7 月15日 発行) で、お知らせしたところですが、昨年 5 月13日に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (以下「クリーンウッド法」と記す)」が、国会において議員立法として成立したところです。この法律は、公布の日から起算して 1 年を経過した日から施行することになっており、本年 2 月27日に全木連の主催により、林野庁担当官を招いて進捗状況等の説明会が東京でありましたので、その一部を報告させていただきます。また、今回説明のあった運用案である“法律施行規則案、省令案、基本方針案等”については、農林水産省、経済産業省、国土交通省の 3 省による所管として出されており、パブリックコメントは平成 29 年 3 月23日で締め切れ、施行のための最終段階の作業が現在行われていると思われます。岐阜県木連からもパブリックコメントは提出させて頂きました。

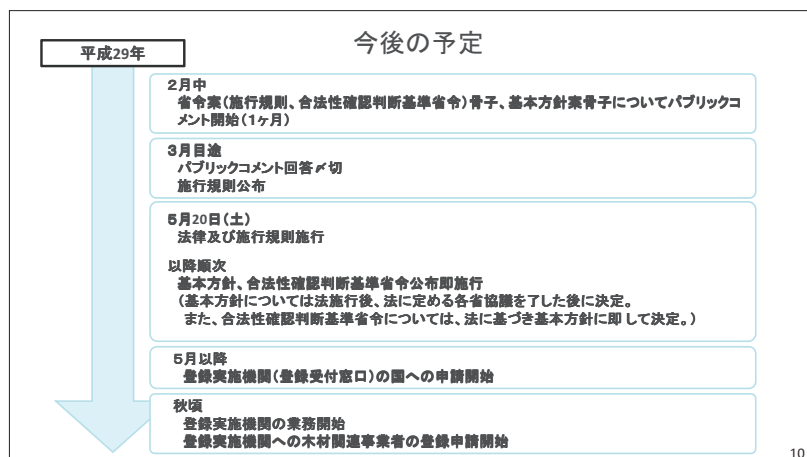
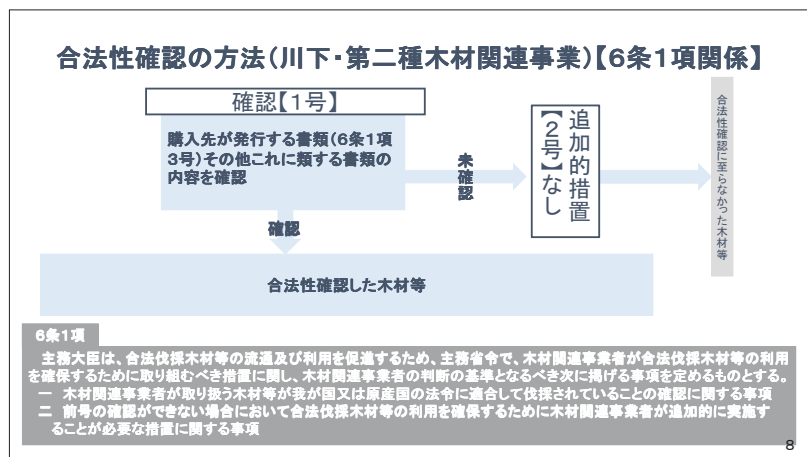
すでに「グリーン購入法」で国や独立行政法人を対象として、紙や木材製品等に対して、原材料である木材の合法性の確認が義務付けられていましたが、今回の法律である「クリーンウッド法」によって、民間の取引にまで拡大されます。

本法は、木材関連事業者が、自ら取り扱う木材等について、

合法性の確認を行うよう促すことを通じて、結果的に、違法伐採木材を市場から駆逐することをめざしています。

具体的には、本法では、合法に伐採された木材の利用を促進するため、国が運用案のひとつである「基本方針」と合法伐採木材等の利用に関する「判断の基準」を定めた上で

- ① 木材関連事業者に対して、木材等の合法性に係る判断を行う経営上の仕組みを導入することにより、取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに
- ② 上記により、自社が取り扱う全ての木材



について合法性の確認を行う木材関連事業者に対して、国の登録を受けた登録実務機関（現時点未定）への登録を認めるものです。

特に、本法における「木材関連事業者」には、丸太や製材、合板を取り扱う業者のみならず、木質バイオマス関連の事業者、紙・家具等の取り扱い業者や住宅の建設を担う建設業者も含ま

れており、これまでの「グリーン購入法」に基づく木材供給側の取り組みに加えて、需要側においても、合法に伐採された木材の利用を促すことが特徴となっております。

なお、今後の予定等については、別図のようになつており、本年秋頃から実質的に動き出すと思われます。 (藤沢)